専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性の確認方法について

（R2.4.1改正）

　大阪府では、専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性を確認するため、申請にあたり、誓約書の提出が必要です。（大阪府宅地建物取引業法施行細則第２条第１項第３号）

なお、専任の宅地建物取引士（就任予定を含む）の従事状況により、別途申立書等の書面の提出を求める場合があります。

１．【基本的な提出書類】

|  |
| --- |
| ①「宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士の設置等に係る誓約書」※専任の宅地建物取引士３名ごとに１部必要です。②「専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の写し」※全員分必要です。 |

２．【従事状況により必要な書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 専任の宅地建物取引士の従事状況 | 必要な書面 |
| １ | 【免許申請（新規）のみ】新規免許申請者（法人）が宅地建物取引業以外の業種を兼業している場合において、専任の宅地建物取引士が建設業法等、他の法令による専任を要する業務に従事している場合。（建設業の経営業務の管理責任者、専任の技術者等） | 〇上記①＋②に加え、「法令による専任業務の兼務に関する申立書」※指定様式はありません。宅建業の専任の宅地建物取引士として想定される業務量（例：〇H/週等）と、他の法令による専門業務に従事している業務量をそれぞれ具体的に記載した上で、両方の業務に支障なく従事できる旨を記載した書面を提出してください。(申請者（法人の場合は代表者）の記名と専任の宅地建物取引士の署名が必要） |
| ２ | 【免許申請（新規・更新）、業変更届時】専任の宅地建物取引士が行政書士業、司法書士業等の自由業に従事している場合。（個人事業として兼業している場合のみ。他の法人等に雇用されている場合は自由業とはみなされません） | 〇上記①の代わりに「専任の宅地建物取引士の自由業兼業に関する申立書」※指定様式による。 |
| ３ | その他免許申請・業変更届出書審査に必要な場合。 | 〇必要に応じて求める書面 |